

実務対応報告公開草案第 59 号

「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」に関するコメント

2020 年 8 月 3 日

公認システム監査人、IFRS・公共政策・公会計コンサルタント
特定行政書士・システム監査技術者

田淵 隆明

【質問 1】について。

⇒同意する。

【質問 2】について。

⇒同意する。

【質問 3】について。

⇒同意する。

【質問 4】について。

⇒望ましいことではないが、新型コロナによる混乱等を考慮し、消極的に同意する。

ただし、「これを前例としない」ことを、本基準書の「適用時期等」の欄に独立した項目を設けて明記するべきである。

【質問 5】について。

⇒強く反対する。

・第 16 項の但書は削除を求める。

（理由）近年、大規模な不祥事が頻発しており、個社毎の財務状況の透明性が強く求められている。個別財務諸表の注記の省略を許容するのは論外である。我が国の証券市場の信頼度向上の為にも、このような寛恕規定は有害無益であり、強く反対する。

また、間もなく、連結納税が Pro Rata 方式のグループ納税制度に移行することもあり、個別財務諸表の重要性は増大しており、今後、個別財務諸表の注記の充実はますます重要度を増している。

・第 53 項は削除を求める。

(理由)「LIBOR の公表停止までに契約条件の変更又は契約の切替が完了しないリスクに関する注記 (LIBOR を参照している契約の残存する残高や金利指標移行の進捗状況等)」については、投資家のリスク判断に重要な影響を及ぼすものであり、定量的な注記の省略を許容することは論外である。我が国の証券市場の信頼度向上の為にも、このような寛恕規定は有害無益であり、強く反対する。

【質問 6】について。

・第 17 項について

⇒同意する。

・第 18 項について

⇒修正が必要と考える。

「ヘッジ関係毎にその適用を選択する」場合には、個別財務諸表、及び、連結財務諸表への注記の義務を明示する必要がある。また、子会社で「ヘッジ関係毎にその適用を選択する」ことを選択した場合も、連結財務諸表への注記の義務を明示する必要がある。

【質問 7】について。

・項目 11 の「振当処理」は、今後とも、JGAAP において維持するべきである。

・「振当処理」の選択可能性については、IFRS においても採用されるべきであるので、ASBJ としては、IASB に働きかけるべきである。また、政府・与党は、本件につき、積極的に支援するべきである。

(以上)